



# 茨城県報

第 1 7 2 3 号

平成17年11月14日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課) .....	1
指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課) .....	2
大規模小売店舗の変更の届出 (6件) (中小企業課) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課) .....	7
家畜伝染病予防法に基づく報告の徴収 (畜産課) .....	11
道路の区域の変更 (4件) (道路維持課) .....	12
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	13
土地区画整理組合の設立の認可 (都市整備課) .....	13
市街地再開発組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) .....	14
土地改良事業の適当決定 (3件) (土地改良事務所) .....	14
土地改良事業の認可 (土地改良事務所) .....	15
土地改良事業に対する同意 (3件) (土地改良事務所) .....	16
土地改良区役員の退任 (2件) (土地改良事務所) .....	16

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課) .....	17
やさしさのまち「桜の郷」第2期住宅地共同販売事業の参加事業者の募集について (高齢福祉課) .....	18
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課) .....	20
開発行為の工事完了 (建築指導課) .....	24
落札者等の公示 (出納第二課) .....	24

## 告 示

茨城県告示第1284号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、告示する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	指 定 時 の 事業所の名称	指 定 時 の 事業所の所在地	サービ スの種 類等	変更事項	変 更 年月日
社会福祉法人 白十字会	社会福祉法人白十字会 神栖訪問看護ステーション	茨城県神栖市大字賀 2148	訪問看護	(事業所の所在地) 茨城県神栖市大字賀2108 - 17	平成17年 8月1日

## 茨城県告示第1285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止届があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

開設者名	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの種 類	廃 止 年月日
医療法人アスムス	わくわく訪問看護ステーション	結城市結城9143 - 1	訪問看護	平成17年 9月30日

## 茨城県告示第1286号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ジョフルカンパニー

代表取締役 本 田 昌 也

## (2) 住所

土浦市富士崎一丁目16番1号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田ニューポートひたちなか

ひたちなか市新光町34番1 外

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
山浦 道行	ひたちなか市西大島一丁目14番25号	
株式会社西谷喜平商店	千葉県佐原市佐原水1205番地 1	西 谷 喜久男
株式会社みんなひとつコーポレーション	ひたちなか市和田町三丁目 6 番 1 号	川 ■ 収 厚
有限会社ケンアイ	ひたちなか市高場1349番地 3	松 本 幸 廣
パシフィックフード有限公司	ひたちなか市勝田中央 3 番 4 号	海 野 肇
有限会社カツタニューファミリー	ひたちなか市勝田中央 7 番24号	安 登志夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
有限会社アプリコット	千葉県佐原市佐原水1205番地 1	西 谷 雄 一

## (3) 変更の年月日

平成17年10月21日

## (4) 変更する理由

お客様のニーズ及び周辺商業の振興に貢献致したく、事業計画を変更するため。

## 3 届出年月日

平成17年10月21日

## 茨城県告示第1287号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ジョフルカンパニー

代表取締役 本 田 昌 也

## (2) 住所

土浦市富士崎一丁目 1 6 番 1 号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田ニューポートひたちなか

ひたちなか市新光町34番 1 外

## (2) 変更しようとする事項

ア 荷捌き施設の位置

## イ 廃棄物保管施設の位置

## (3) 変更する年月日

平成18年 6 月23日

## (4) 変更する理由

お役様のニーズ及び周辺商業の振興に貢献致したく、事業計画を変更するため。

## 3 届出年月日

平成17年10月21日

## 茨城県告示第1288号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社伊勢基本社

代表取締役 綿 引 甚 介

## (2) 住所

水戸市泉町二丁目 3 番 2 号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

井傳ショッピングセンター

水戸市柳町 2 - 11 - 6

## (2) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

(変更前) 代表取締役 綿 引 昭 好

(変更後) 代表取締役 綿 引 甚 介

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
ジャスフォート株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地	本 田 進
未定	未定	未定

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
スナップス販売株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地	本 田 進
下市ベーカリー	水戸市柳町2-11-6	大 内 英 人

## (3) 変更の年月日

- ア 平成16年3月9日  
イ スナップス販売株式会社 平成14年11月28日  
下市ベーカリー 平成16年10月19日

## (4) 変更する理由

- ア 設置者代表者の変更のため  
イ 小売業者の出店及び名称の変更による

## 3 届出年月日

平成17年10月25日

## 茨城県告示第1289号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ  
代表取締役 小 濱 裕 正

## (2) 住所

つくば市西大橋599番地1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

八郷ショッピングプラザ  
石岡市柿岡5682 外

## (2) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
(変更前) 午後9時 (一部午後8時)  
(変更後) 翌午前0時 (一部午後8時)
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時45分～午後9時15分  
(変更後) 午前8時45分～翌午前0時15分

- (3) 変更する年月日  
平成17年11月1日

- (4) 変更する理由  
営業運営計画変更のため

- 3 届出年月日  
平成17年10月31日

茨城県告示第1290号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名  
株式会社カスミ  
代表取締役 小 濱 裕 正

- (2) 住所  
つくば市西大橋599番地1

- 2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
八郷ショッピングプラザ  
石岡市柿岡5682 外

- (2) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 代表取締役 神 林 章 夫  
(変更後) 代表取締役 小 濱 裕 正

- (3) 変更の年月日  
平成14年3月1日

- (4) 変更する理由  
社内組織変更のため

- 3 届出年月日  
平成17年10月31日

茨城県告示第1291号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 瀨 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ阿見ショッピングプラザ店

稲敷郡阿見町大字阿見字下田3987

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,719m<sup>2</sup>

(変更後) 5,025m<sup>2</sup>

(3) 変更する年月日

平成18年 7 月 1 日

(4) 変更する理由

店舗運営計画変更のため

3 届出年月日

平成17年10月31日

茨城県告示第1292号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 西代ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西代ショッピングセンター

稲敷市西代1480 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成17年 4 月14日

## イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 17箇所

(変更後) 16箇所

## ウ 届出年月日

平成17年 4 月 4 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 2 ホームセンターアンゼン水戸店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターアンゼン水戸店

水戸市平須町字新山1828番地 4 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成17年 4 月25日

## イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 6 時30分

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時45分 ~ 翌午前 0 時15分

(変更後) 午前 6 時15分 ~ 翌午前 0 時15分

## ウ 届出年月日

平成17年 4 月 7 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 3 ジョイフル本田ニューポートひたちなか

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田ニューポートひたちなか

ひたちなか市新光町34番 1 外

## (2) 届出の概要



## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成17年 5 月16日

## イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所

(変更後) 5 箇所

## ウ 届出年月日

平成17年 4 月26日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 4 トライアルマート神立店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

トライアルマート 神立店

かすみがうら市稲吉 2 丁目18番 4 号 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成17年 4 月25日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 0 時

閉店時刻 翌午前 0 時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 ~ 午後 9 時

(変更後) 24時間 (一部午前 6 時 ~ 午後 9 時)

## (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 ~ 午後 9 時

(変更後) 午前 6 時 ~ 午後 9 時

## ウ 届出年月日

平成17年 4 月 5 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 5 ビバホーム古河店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム古河店

古河市旭町1丁目697番地の8 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成17年6月2日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

(変更後) 開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後9時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後8時30分

(変更後) 午前7時30分～午後9時30分

## ウ 届出年月日

平成17年5月13日

## 2 意見の概要

意見なし

## 茨城県告示第1293号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルカワ茨城店

東茨城郡茨城町前田1694番地の1

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成17年5月26日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マルカワ茨城店

(変更後) スポーツカムイ茨城店

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ティ・エイチ・オー・エム	つくば市西大橋599 - 1	島 田 久
株式会社三喜	千葉県柏市中央町 2 番 8	八木下 眞 司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カムイ	山梨県甲府市西高橋町134 - 1	佃 健 志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外淵 2 - 38	河 合 宏 光

(3) 届出年月日

平成17年 4 月28日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1294号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定に基づき、鶏、アヒル、うずら及び七面鳥の農場（飼養羽数が1,000羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、次のとおり報告することを求める。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 実施の区域

県下一円

3 報告すべき事項

各農場における

飼養羽数

死亡羽数

産卵率の推移等を含む健康状態についての特記事項

通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項

4 実施期間

平成17年11月第 4 週から当分の間

5 実施の方法

各農場の毎月の飼養羽数及び死亡羽数について、翌月10日までに報告する。

また、通常の死亡率と異なる等本病の可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちにその旨を報告する。

6 その他

報告先は所轄家畜保健衛生所とする。

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 茨城県告示第1295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方市大字南字坂下168番2地先から 行方市大字南字坂下168番2地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 12.0	32	
	最小 9.4		現道拡幅	
	新	最大 12.5		32
最小 12.0				

## 茨城県告示第1296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 島並鉾田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方市大字南字坂下46番地先から 行方市大字南字坂下48番3地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 19.0	65	
	最小 6.0		現道拡幅	
	新	最大 29.5		65
最小 6.9				

## 茨城県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手豊岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
守谷市乙子字上ノ台67番1地先から 守谷市乙子字上ノ台198番1地先まで	旧	メートル 最大 7.2 最小 4.2	メートル 39	
	新	最大 7.2 最小 5.2	39	現道拡幅

茨城県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成17年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 下子水海道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市上蛇町字堤外1830番2地先から 水海道市上蛇町字堤外1830番2地先まで	旧	メートル 最大 12.6 最小 9.5	メートル 56	
	新	最大 13.3 最小 10.8	56	歩道設置
水海道市上蛇町字堤外1892番1地先から 水海道市上蛇町字堤外1895番2地先まで	旧	最大 10.7 最小 7.0	69	
	新	最大 13.3 最小 10.0	69	歩道設置

茨城県告示第1299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成17年11月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 城里那珂線
- 2 供用開始の区間 水戸市藤が原2丁目1117番1328から  
水戸市藤が原1丁目1117番1311まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月15日

茨城県告示第1300号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づく日立市平沢土地区画整理組合の設立認可に

については、次のとおり認可したので同法第21条第3項の規定により告示する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組 合 の 名 称 日立市平沢土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 自 平成17年11月14日  
至 平成21年3月31日
- 3 施 行 地 区 日立市高鈴町1丁目の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町1丁目1番1号
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成17年11月14日
- 6 事 業 年 度 初年度は設立認可の日から3月31日まで  
次年度は4月1日から翌年3月31日まで

茨城県告示第1301号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により泉町1丁目南地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により告示する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組 合 の 名 称 泉町1丁目南地区市街地再開発組合
- 2 事 業 施 行 期 間 平成15年度～平成18年度
- 3 施 行 地 区 水戸市泉町1丁目、泉町2丁目、天王町、備前町の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 水戸市泉町2丁目3番2号
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成14年7月15日
- 6 事 業 計 画 変 更 認 可 の 年 月 日 平成17年11月14日

茨城県告示第1302号

共同施行人 瀬尾一ほか14名から、平成17年9月12日付けで施行認可申請のあった飯倉地区土地改良事業（かんがい排水事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成17年10月31日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第95条第3項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成17年11月14日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

- 1 縦覧に供する書類  
飯倉地区土地改良事業共同施行の規約の写し  
飯倉地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成17年11月15日から  
平成17年12月13日まで
- 3 縦覧の場所

## 茨城県稲敷土地改良事務所

## 茨城県告示第1303号

上本郷利水事業共同施行組合から平成17年9月12日付けで施行認可申請のあった荒川本郷地区土地改良事業（かんがい排水事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成17年10月31日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第95条第3項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成17年11月14日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

## 1 縦覧に供する書類

上本郷利水事業共同施行組合の規約の写し  
荒川本郷地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成17年11月15日から  
平成17年12月13日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県稲敷土地改良事務所

## 茨城県告示第1304号

筑西市から平成17年10月5日付けで協議のあった向上野地区土地改良事業（農道整備）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成17年10月24日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成17年11月14日

筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

## 1 縦覧に供する書類

向上野地区土地改良事業（農道整備）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成17年11月15日から  
平成17年12月13日まで

## 3 縦覧の場所

筑西土地改良事務所

## 茨城県告示第1305号

江連用水土地改良区から平成17年7月20日付けで認可申請のあった豊田地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成17年10月19日認可した。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して6

か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年11月14日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

茨城県告示第1306号

下妻市長から平成17年7月27日付けで協議のあった二本紀南地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成17年10月19日同意した。

平成17年11月14日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

茨城県告示第1307号

下妻市長から平成17年7月27日付けで協議のあった今泉白鳥 期地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成17年10月19日同意した。

平成17年11月14日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

茨城県告示第1308号

八千代町長から平成17年7月11日付けで協議のあった仁江戸水門地区土地改良事業（農道整備）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成17年10月19日同意した。

平成17年11月14日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

茨城県告示第1309号

稲敷市堀之内573番地に事務所を置く桜川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年11月14日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	諸 岡 吉 治	稲敷市神宮寺614番地

茨城県告示第1310号

下妻市大字北大宝219番地の2に事務所を置く霞ヶ浦用土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年11月14日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一



## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 良 公	坂東市生子1201番地 1

---

公 告

---

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年12月26日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成17年10月25日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 来夢ハウス

## 3 代表者の氏名

三 土 ト ミ

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市吾妻4 - 15 - 6 第1コーポ川中102

## 5 定款に記載された目的

この法人は、発達障害、知的障害などがある児童や成人に対して、それぞれの特性にあった仕事や、余暇活動や地域生活の場の提供に関する事業を行い、重度の障害があっても社会の一員として幸せに暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年12月27日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成17年10月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 つくば市民活動推進機構

3 代表者の氏名

門 脇 厚 司

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市吉瀬1876 - 1 つくば文化郷別館202号

5 定款に記載された目的

この法人は、つくば市における市民活動の活性化を図るとともに、市民活動のネットワーク化ならびに市民と行政の協働のまちづくりを推進することにより、市民の望む、つくばらしい地域社会を実現することを目的とする。

やさしさのまち「桜の郷」第2期住宅地共同販売事業の参加事業者の公募について

やさしさのまち「桜の郷」第2期住宅地の共同販売事業について、その参加事業者を次により公募する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 「桜の郷」第2期住宅地共同販売事業について

(1) やさしさのまち「桜の郷」整備事業と共同販売事業者募集の目的

やさしさのまち「桜の郷」は、県が事業主体となり、茨城町桜の郷地区（旧大戸、近藤地区）において、医療、福祉、健康生きがいづくり等の機能を総合的に導入し、ユニバーサルデザインの理念を取り入れたすべての人にやさしい新しいまちづくりです。

この「桜の郷」整備事業の一環として、誰もが快適で安心して暮らせる住環境を提供するため、区域内の戸建て住宅用地の一部について、県と民間住宅事業者との共同による宅地及び住宅の販売を計画しており、「桜の郷」整備事業の趣旨に賛同し、共同販売に参加する住宅事業者の募集を行うものです。

(2) 共同販売方法の概要

以下の方法により、宅地は茨城県（以下「県」という。）が、住宅は民間事業者が、顧客にそれぞれ販売するものです。

責任買取型建築条件付宅地分譲

- ・ 県は住宅事業者から「桜の郷」住宅地の特徴を活かした美しい家並みの提案を募集し、選定された事業者は自ら設計・建築する建物とともに、割り当てられた4画地以上の画地を県と共同して販売します。
- ・ 分譲開始日から平成18年12月28日までに売買契約が締結されなかった画地については、当該住宅事業者が平成19年1月時点における適正価格（不動産鑑定評価に基づく価格）で買い取っていただきます。

2 共同販売住宅事業者募集対象地

- ・ 所在地 東茨城郡茨城町桜の郷3124番104他
- ・ 土地所有者 茨城県
- ・ 用途地域 第1種低層住居専用地域
- ・ 容積率/建ぺい率 100%/50%
- ・ 募集画地数 24画地
- ・ 販売方式 責任買取型建築条件付宅地分譲
- ・ 募集画地平均面積 約250㎡（1画地当たり）
- ・ 募集画地平均単価 約49,000円/㎡（1画地当たり）

注）最終的な画地数は、事業者の応募状況により変わることがありますので、ご了解ください。

3 申込者の資格

当事業に参加申込みできる事業者は、次に掲げる全ての条件を備えている者としします。

- (1) 住宅を建設し譲渡する事業を営む者で、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有すること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可を有すること（協同組合が事業参加希望者である場合は、当該組合及び当事業に参加を希望する当該組合員の構成員すべてが当該許可を有すること。）。
- (3) 茨城県内に本店又は支店を有すること。
- (4) アドバイザーとして建築士法（昭和25年法律第202号）に定める建築士の資格者を有すること。
- (5) 事業の実施及び住宅販売に必要な十分な知識、経験、資力、信用、技術的能力、販売力及びアフターサービス力を有すること。
- (6) 住宅等の瑕疵補修、苦情処理等について、住宅の購入者への適切な対応ができるものであること。
- (7) 県及び事業者間の調整を図るため、並びに良好な街並み形成を図るための参加事業者による会合に参加することができること。
- (8) 茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 県税を滞納していないこと。
- (10) 上記(1)、(2)又は(4)の条件を関連会社が有している場合は、当該関連会社と連名で「共同企業連合体協定書」を作成し、当該連合体として上記全ての条件を備えていること。

#### 4 募集案内書の配布、申込み手続き、問い合わせ

- (1) 募集案内書の配布、申込み受付期間及び受付時間

平成17年11月14日（月）から平成17年11月22日（火）まで

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

あらかじめ電話連絡のうえ、ご来庁ください。

- (2) 募集案内書配布場所、申込み受付場所

茨城県保健福祉部高齢福祉課桜の郷整備推進室内（県庁13階北側）

水戸市笠原町978番6 〒310 - 8555 T E L 029 - 301 - 3317

- (3) 申込みに必要な書類

募集案内書に定める様式及び書類とする。

- (4) 申込みに関する問い合わせ先

茨城県保健福祉部高齢福祉課桜の郷整備推進室（県庁13階北側）

水戸市笠原町978番6 〒310 - 8555 T E L 029 - 301 - 3317 F A X 029 - 301 - 3349

#### 5 参加事業者の決定

- (1) 県は、当該事業に申込みをした者（以下「申込者」という。）について、申込書類等により総合的に審査・選考を行い、事業者を決定します。
- (2) 審査の過程において、申込書類の内容についてご説明をいただくことがあります。
- (3) 選考の結果については、書面により各申込者に通知いたしますが、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等については、一切応じられませんのでご了承ください。

#### 6 事業の実施条件

事業の実施条件は、募集案内書に定めるものとする。

#### 7 その他

- (1) 申込書類等の作成に要する費用は、申込事業者の負担とします。

- (2) 提出いただいた申込書類等は、一切返却いたしません。
- (3) この募集案内書に定めた事項又は定めのない事項で、県からの指示等を遵守いただけない申込者又は参加事業者については、申込受付後又は参加事業者とした後でも、当該申込者又は参加事業者としての資格を取り消すことがあります。

~~~~~

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

日立都市計画道路の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べる可以选择するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                    | 場 所                                   | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                        |
|------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成17年11月29日<br>午後1時30分 | 日立市幸町1-21-1<br>ひたちシビックセンター<br>502号会議室 | 提 出 先<br>水戸市笠原町978番6<br>茨城県知事 橋 本 昌<br>(土木部都市局都市計画課扱い)<br>提 出 期 限<br>平成17年11月22日 (必着のこと)<br>様 式<br>別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

道路 (3・6・27 清水鮎川線)

(2) 都市計画の内容

| 種 別  | 名 称    |       | 位 置       |           |                                   | 区 域     | 構 造  |      |     |                                 | 備 考 |
|------|--------|-------|-----------|-----------|-----------------------------------|---------|------|------|-----|---------------------------------|-----|
|      | 番号     | 路線名   | 起点        | 終点        | 主な経過地                             | 延長      | 構造形式 | 車線の数 | 幅員  | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造            |     |
| 幹線街路 | 3・6・27 | 清水鮎川線 | 日立市本宮町5丁目 | 日立市国分町3丁目 | 日立市東町3丁目<br>日立市旭町1丁目<br>日立市会瀬町1丁目 | 約4,430m | 地表式  | 2車線  | 11m | 幹線街路と平面交差5箇所<br>幹線街路上ノ内南台線と立体交差 |     |

(3) 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

## 日立市旭町 1 丁目の一部

## (4) 案の作成理由

日立駅周辺地区は、日立駅前開発整備事業などによる都市機能の強化が図られ、茨城県北地区における都市拠点の役割を担っている地区である。また、日立駅前広場の再整備も終了し、平成19年度には国道6号日立バイパスが旭町まで整備される予定であることから、市北部からのアクセス性が向上するとともに、今後、さらに拠点性が高まることが期待されている。

しかし、JR常磐線で分断された市街地の構造や老朽化した日立駅舎、中心市街地における低未利用地の存在など、克服すべき課題も顕在化している状況である。また、山側の団地においては、交通利便性の確保や高齢者世帯の増加への対応なども求められているところである。

これらの課題を踏まえ、平成17年3月に策定された日立駅周辺地区整備基本構想では、人口が減少に転換しつつある時代において、都市の活力を維持向上させていくためには、「交流」の拡大に取り組むことが求められ、人が集まるような都市の魅力づくりや「拠点」としての吸引力の向上が必要とされている。また、今後、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指すためにも、これまでの公共投資のストックを活用したコンパクトな都市構造への再構築が重要であり、街なか居住の促進による人口呼び戻しなどが、中心市街地の活性化や未利用地の有効活用、さらに高齢社会への対応にもつながるものとされている。

本地区は、これまでの都市づくりからの転換を図る中心的役割を担う地区であることから、都市づくりの目標を、「おもてなしの心が感じられ、多様な人々による交流が育まれるとともに、市民がふるさと意識を感じ日立の顔として誇れる都市拠点の形成」としている。さらに、都市拠点として厚みのある魅力づくりに、海に近いという特性を生かしていくこととし、日立駅を挟む東西地区の連絡性向上による一体化を図るため、駅の橋上化と東西自由通路の設置を行うとともに、交通結節点及び交流拠点としての機能を強化し、交通利便性を高めるため、駅東西地区に交通広場を整備することとしている。

このようなことから、交通結節点機能の強化及び歩行者空間の環境向上を図り、日立市の顔として誇れる都市拠点の形成を目指すため、日立市が行う日立駅東口交通広場の決定に伴い、都市計画道路清水鮎川線を本案のとおり変更するものである。

## 3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

## (1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 4588

## (2) 日立市助川町1-1-1

日立市都市建設部都市政策課

電話 0294 - 22 - 3111 (内線247)

別 掲

公 述 申 出 書

日立都市計画の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿  
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 日立都市計画道路の変更

公述申出人 住 所

電話番号

ふりがな  
氏 名



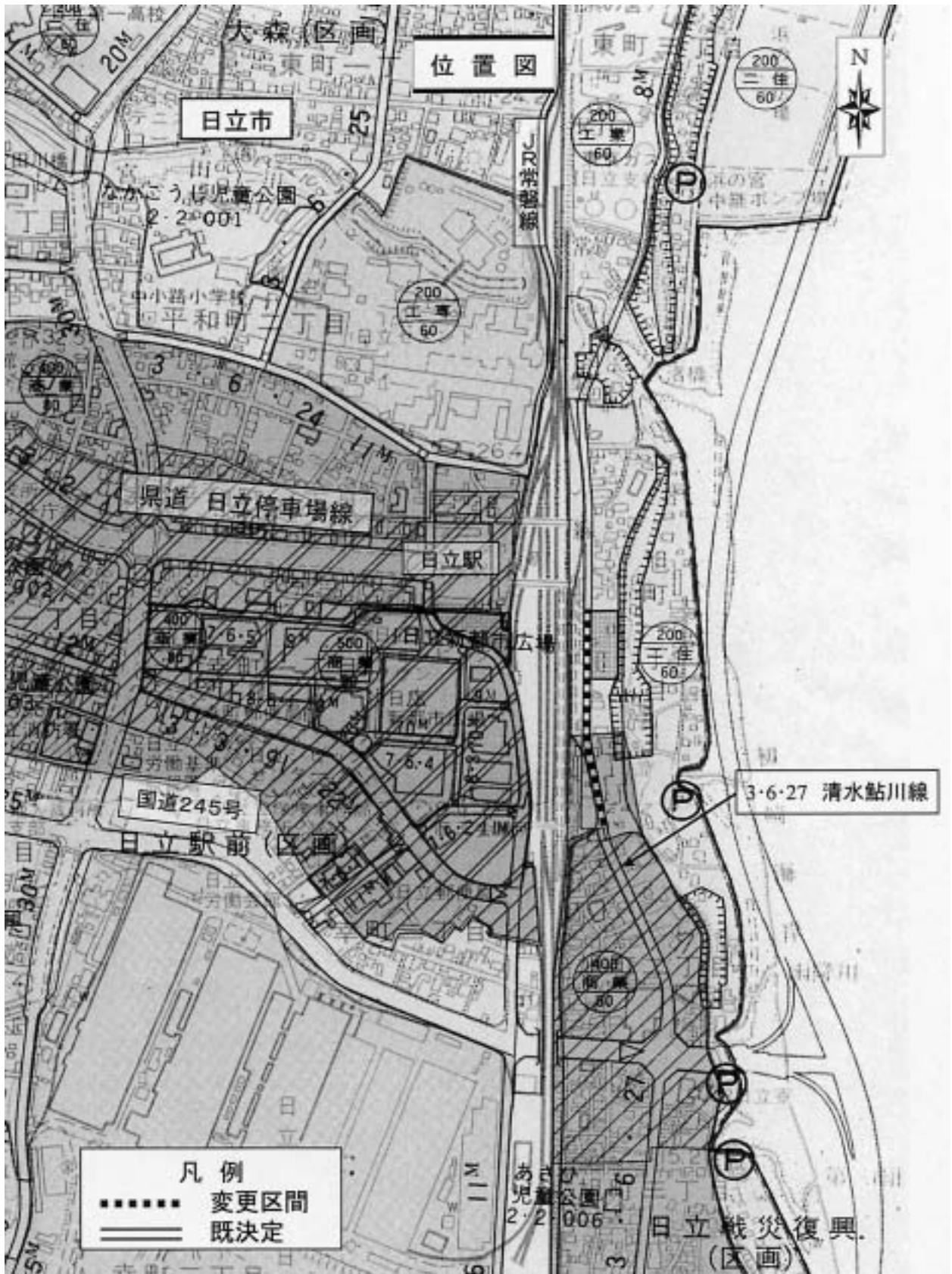
年 齡 歳

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ、意見の要旨を記載すること。



## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5092番6
- 2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡阿見町大字阿見4936 町営上郷第二住宅41号  
久木山 義 順, 久木山 美 幸

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成17年11月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## [掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 その他必要な事項

放射線測定機器 ・ホールボディカウンタ 一式 ・低バックグラウンド / 線自動測定装置 一式 ・ /  
線ハンドフットクロスモニタ 一式 茨城県出納事務局出納第二課 茨城県水戸市笠原町978番6 平成17年9  
月14日 アロカ株式会社水戸支店 支店長 志手俊二 茨城県水戸市石川2丁目4249番地5 54,500,000円 (消  
費税及び地方消費税抜き額) 一般競争入札 平成17年7月28日 最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)